

## News Release



平成 25 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社野村総合研究所  
代 表 者 名 代表取締役社長 嶋本 正  
(コード番号：4307 東証第一部)  
お問合せ先 IR室長 上岡 晋  
(TEL:03-5533-3910 ir@nri.co.jp)

### ストックオプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 21 日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 12 日付でストックオプションとして 2 種類の新株予約権を割り当てることを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由  
業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、当社の取締役、執行役員、従業員(役員待遇)及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を割り当てます。  
ストックオプションの内容は、後述の「株式会社野村総合研究所 第 20 回新株予約権(権利行使時の払込金額が時価を基準に決定されるもの)」と「株式会社野村総合研究所 第 21 回新株予約権(権利行使時の払込金額が 1 円のもの)」の 2 種類となります。
2. 株式会社野村総合研究所 第 20 回新株予約権の内容(権利行使時の払込金額が時価を基準に決定されるもの)
  - (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社取締役(6 人)、当社執行役員(29 人)及び当社子会社取締役(5 人)に対し、新株予約権 3,850 個を割り当てる。  
なお、申込みがあった人数又は新株予約権の数が前述の数に達しない場合は、その申込みのあった人数及び数をもって、割り当てる人数及び新株予約権の数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。  
ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、前述のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

3,850 個

前述の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

なお、割当てを受ける者に特に有利な条件となるものではない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げ)又は割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前述の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

前述のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「要件地位」という。)にあることを要する。
- ② 対象者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は前述の(6)に定める新株予約権を行使することができる期間(以下「権利行使期間」という。)の開始日のいずれか遅い日から 1

年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までに限り、新株予約権を行使することができる。

- ③ 対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。)。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までとし、②の場合は、対象者が②に基づき行使できるとされた期間と同一とする。
- ④ 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点における行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。
- ⑥ 新株予約権は4回を超える回数に分割して行使することができない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 以下のイ. からホ. までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。
  - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
  - ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
- ② 新株予約権者が前述の(7)に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ③ 対象者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ⑤ 前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前述の(2)に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前述の(5)の行使価額に準じて決定された金額に、ハ. に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前述の(8)に準じて決定する。

ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

チ. 新株予約権の行使の条件

前述の(7)に準じて決定する。

リ. 新株予約権の取得条項

前述の(9)に準じて決定する。

ヌ. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(12) 新株予約権の割当日

平成25年7月12日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

(14) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(15) その他

必要な細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によって定める。

3. 株式会社野村総合研究所 第21回新株予約権の内容(権利行使時の払込金額が1円のもの)

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(6人)、当社執行役員・従業員(役員待遇)(30人)及び当社子会社取締役(5人)に対し、新株予約権885個を割り当てる。

なお、申込みがあった人数又は新株予約権の数が前述の数に達しない場合は、その申込みのあった人数及び数をもって、割り当てる人数及び新株予約権の数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

ただし、当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、前述のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が目的株式数の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める目的株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

885個

前述の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

なお、割当てを受ける者に特に有利な条件となるものではない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成26年7月1日から平成27年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という。)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、研究理事、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「要件地位」という。)にあることを要する。
- ② 対象者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は前述の(6)に定める新株予約権を行使することができる期間(以下「権利行使期間」という。)の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までに限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という。)。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までとし、②の場合は、対象者

が②に基づき行使することができる」とされた期間と同一とする。

- ④ 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権は1回に限り行使することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 以下のイ. からホ. までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。
  - イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ロ. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
  - ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案
- ② 新株予約権者が前述の(7)に定めるところにより新株予約権を行使することができなくなった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ③ 対象者が要件地位を喪失した場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当該日に、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ⑤ 前各号に定めるほか、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得する。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前述の(2)に準じて決定する。
  - ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これにハ. に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
  - ホ. 新株予約権を行使することができる期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前述の(8)に準じて決定する。
  - ト. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - チ. 新株予約権の行使の条件  
前述の(7)に準じて決定する。
  - リ. 新株予約権の取得条項  
前述の(9)に準じて決定する。
  - ヌ. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (12) 新株予約権の割当日  
平成25年7月12日
- (13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い  
新株予約権証券は発行しないものとする。
- (14) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (15) その他  
必要な細目にわたる事項は、当社取締役会の決議によって定める。

以 上